

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月26日(火) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 羽生市役所 2階 201会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 欠席委員 川島 幸雄

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 買受適格証明願について(農地法第3条)
議案第3号 農地利用集積計画(貸貸借権設定)
議案第4号 農地利用集積計画(使用貸借権設定)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、4月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	10番 濱野一郎委員、11番金子重弥委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、5番 川島幸雄委員より出さ
	れております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。ただし、受付番号260号については、農業委員会等
に関する法律第24条の規定による議事参与の制限等に該当する案	
件でありますので、審議、裁決に際しましては、「 委員」	
の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、	
担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号223号及
	び257号から266号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項
	について、ご説明いたします。はじめに、受付番号223号では、
	先月、資料不足のため保留になったものですが、資料が整ったこと
	から今回の案件とするものです。それでは説明いたします。受付番
	号223号、257号から259号、261号から264号及び2
	66号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接
	する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農
	地」と判断しました。また、受付番号260号及び265号の農地
	区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地
の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。受付番号2	
23号、257号、258号、264号及び266号では、太陽光	

発電施設を設けるものです。223号では、譲受人は、千葉県匝瑳市に事務所を置き、昭和57年に設立し、現在では、主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、太陽光発電施設が建設され、農地の広がりがない場所となっています。周辺は、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。257号及び258号では、譲渡人・譲受人が一緒のため、一括して説明いたします。譲受人は、市内に事務所を置き、平成28年から主に建設業を行っており、近年では、太陽光発電事業を考えている法人です。申請農地は、譲受人の所在地に近接した位置にあり、農地の広がりもなく、また、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。264号では、譲受人は、東京都豊島区に事務所を置き、平成25年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、太陽光発電施設が建設され、農地の広がりがない場所となっています。また、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。266号では、譲受人は、栃木県佐野市に事務所を置き、令和元年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、太陽光発電施設が建設され、農地の広がりがない場所となっています。また、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。なお、すべての案件で、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。受付番号259号では、譲渡人は、譲受人の父親です。譲受人は、現在、両親と子の4人で暮らしています。子供が成長することで将来のことを思い、現在の住宅の建て替えを考えていました。しかしながら、現在の進入路では、建築基準法の接道要件に該当しないことが分かり、その基準に該当するための進入路を確保するために、今回、申請するものです。受付番号260号では、譲受人は、東京都渋谷区に事務所を置き、平成14年から主に不動産・投資事業を行っている法人です。近年、インターネット通販の利用による物流施設の需要が拡大しており、新規の物流倉庫を建築できる場所を探していたとのことです。申請農地は、国道122号の沿線に位置し、東北自

	<p> 動車道にも近いことで、物流倉庫用地としては最適で、すでに、複数のテナントから申し込みを受領しているなど、今後の施設運用に問題はないとのこと。しかし、この地域は、第1種農地であることから、農地法施行規則第35条第4号に規定する不許可の例外に該当する道路貨物運送業などの物流倉庫等を建築するものとなっています。また、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解も得られたことで、今回、申請するものです。受付番号261号・262号では、譲受人、譲渡人が同一のため、一括して説明いたします。譲受人は、市内で自動車修理工場を営んでいる個人の方です。261号では、工場敷、262号では自己用住宅敷を設けるものです。今回、 の計画地に、住宅及び自動車修理工場が該当していることから、移転先を探していました。申請農地は、現住所地から近く、面積規模もほぼ同一であることから、環境を変えることなく、居住・営業ができる最適な場所とのこと。このことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。受付番号263号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和28年に設立した神社で宗教法人となっています。譲受人は、昭和45年当時に現在の場所に社殿・社務所を移転し、今日に至るとのこと。しかしながら、境内地の一部が、農地のままであることが判明し、現況の利用状況に是正するため、今回、境内地敷として申請するものです。受付番号265号では、譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3年から主に土木事業を行っている法人です。申請農地は、現在、田として活用していますが、畑地化を行い、大阪市に本社を置く主に足場の建築関係の法人が農業への参入を行い、農地中間管理機構を活用し、ミニトマト栽培のハウスを建築して営農を行うために、 農地改良としての一時転用を行うものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。 </p>
2番	<p> 受付番号223号について調査報告いたします。 </p>
	<p> まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） </p>
	<p> 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 </p>
	<p> 申請地は、（詳細に説明）です。 </p>
	<p> なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 </p>

	<p>東京から車で2時間以内に通える範囲で、以下の条件を満たす土地を候補地として探しました。面積が850㎡～1500㎡、南側に背の高い障害物がなく、十分な日照を得られる、工事、メンテナンス用に進入するための接道がある。上記の条件を満たす土地で、地権者様と交渉をした結果、今回の申請地で太陽光発電を実施する形となりました。太陽光発電用地として適切な広さは850㎡～1500㎡としている。これはパネルを設置して、かつ安全性を保つために通路面積も確保するために必要な面積としている。1280㎡は太陽光発電用地として適しています。</p> <p>今回の申請地は売電価格は14円となっており、約15年で回収ができる見通しとなっています。今回の申請地は平たんで傾斜がなく、土砂災害等には影響はありません。また切土・盛土は実施しないために、土地の形状を変えることもありません。周辺の土地に被害が生じないように十分配慮致します。万が一被害が生じた場合は、迅速に対処致します。草刈りは年2回以上実施予定となっております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
3番	<p>受付番号257号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>このたびの農地転用について理由をご説明いたします。申請地の所有者である 〇〇 はすでに農業を廃業しており、申請地は現在休耕地となっております。廃業後しばらくの間は、周辺の農家に貸して耕作してもらい、農地としての活用に努めてまいりました。しかしながら、地域の取決めにより耕作を依頼した農家にお金を支払う必要があり、かつ、近隣で農家が少なくなってきたことなど、農地として維持し続けることが負担となっております。また、休耕地のまま置いておいても夏の草刈りなどの維持費がかかる上、ゴミの不法投棄や強風による砂ぼこりで近隣住民に迷惑をかけるなどの問題が心配されます。そのため、農地以外の活用方法を検討したところ、定期的にメンテナンスが入り、かつ収益が得られる太陽光発電事業を始めることにしました。5条申請となった理由につきましては、所有者本人は手元資金が少なく、資金調達や事業運営の負担が大きいことから、所有者の長男が経営している株式会社 〇〇 にすべて任せることにしました。農業の継続や農地の維持が難しくなって</p>

	<p>いる現状をご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号258号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>このたびの農地転用について理由をご説明いたします。申請地の所有者である 〇〇 はすでに農業を廃業しており、申請地は現在休耕地となっております。廃業後しばらくの間は、周辺の農家に貸して耕作してもらい、農地としての活用に努めてまいりました。しかしながら、地域の取決めにより耕作を依頼した農家にお金を支払う必要があり、かつ、近隣で農家が少なくなってきたことなど、農地として維持し続けることが負担となっております。また、休耕地のまま置いておいても夏の草刈りなどの維持費がかかる上、ゴミの不法投棄や強風による砂ぼこりで近隣住民に迷惑をかけるなどの問題が心配されます。そのため、農地以外の活用方法を検討したところ、定期的にメンテナンスが入り、かつ収益が得られる太陽光発電事業を始めることにしました。5条申請となった理由につきましては、所有者本人は手元資金が少なく、資金調達や事業運営の負担が大きいことから、所有者の長男が経営している株式会社 〇〇 にすべて任せることにしました。農業の継続や農地の維持が難しくなっている現状をご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号259号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、実家にて父母と暮らしております。将来のことを考え、母屋の建替えを考え始めた際、今のままでは建築基準法上の接道がなく、建替えが不可能であることがわかりました。そこで、建築基準法上必要である4m幅になるよう父の持つ畑を道路用地として、転用しようと考えました。幸い父の承諾を得られたため、土地を使用貸借にて借り、建替えのための準備を整えたいと考えております。以上</p>

	<p>の理由から何卒、ご許可の程よろしくお願いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いたします。</p>
10番	<p>受付番号260号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地に物流倉庫を設置したく申請します。首都圏中央連絡自動車道及びインターチェンジなどの整備及び供用開始に伴い、インターチェンジ周辺や主要な幹線道路を介して高速道路網につながることでできる地区への産業系土地利用としての活用の需要が高まってきています。特に、近年の物流不動産業界では、</p> <p>等のインターネット通販などの利用の拡大のほか、ITを活用した物流の効率化等を背景に、大手不動産会社や外資系物流ファンドなどの積極的な投資が物流施設などで拡大してきています。弊社では、事業実施に向けた事業用地の先行的な取得から売買、賃貸の仲介までを一貫して行うことにより、多くの地区で着実に事業化に繋がっています。土地の選定にあたっては、進出希望事業者の要望等を踏まえ、必要規模の用地確保の可能性を既存市街化区域内から探ったものの、市街化区域内での確保が難しいため、農業振興地域内（市街化調整区域）での可能地を各種条件に基づいて絞り込みを行い、進出希望事業者の要望戸を満たす敷地の土地所有者様から土地を譲り受ける話がまとまりましたので、申請地を選定しました。申請地は、羽生市における主要な広域幹線道路となる国道122号沿道であるとともに、東北自動車道加須インターチェンジ等からも至近に位置していることから、物流倉庫用地として適地であるといえます。すでに、複数のテナントから申込を受領しており、令和3年7月（完成予定）からの施設運用面に関しましても問題はありません。</p> <p>以上のことをご理解いただき、処理を頂きますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いたします。</p>
11番	<p>受付番号261号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>者より「移転先については自分で探してほしい」とのことでしたので、私としては、なるべく居住・営業環境を変えたくないため、現在地と同等の立地条件や敷地規模のところに移転したいと思い、周辺の地元精通者や地主さんを当たりながら移転先を探しました。しかしながら、なかなか協力してくれる地主さんが見つからず、いろいろ大変な思いをしながら、2年近くかけてやっと3件目で協力してくれる地主さんが見つかったため、今般、本件申請地を申請する運びとなりました。本件申請地は、現在地と立地条件や道路条件がほぼ同等であり、規模についてもほぼ同等（申請地 m^2、現在地 m^2）であるため、あまり環境を変えることがなく居住・営業が継続できる最適地です。なお、羽生市開発担当より、本件申請地については、自動車修理工場と住宅の敷地は別々の敷地として都市計画法の手続きを申請してくださいとのことでしたので、本件は、2件にてそれぞれ申請するものです。以上の事情をお汲み取りの上、宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号263号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私ども長良神社は羽生市大字弥勒地内に古くより鎮座してきましたが、東北自動車道の建設に伴い境内のほとんどが道路用地にかかってしまったため、買収に協力・移転をすることになりました。昭和45年4月4日現在地に新たな社殿・社務所が完成し現在まで地区の方々を見守ってまいりました。神社の管理は地区の氏子の皆さんと役員が担って参りましたが、先般境内地のうち本殿敷地となっている部分が農地法の許可申請が未処理のまま所有権も神社に移転していないことが判明し、是正すべくこの度の申請を行うものです。</p> <p>併せて規則の変更も今般適切に処理してまいりたいと思います。神社の移転が半世紀前のことであり、当時どのような事情で許可申請が漏れてしまったのかは定かではありません。また譲渡人にとっても近年叔父からの相続で取得した土地であり、本来ならば当時の所有者が手続きすべきところで、現在の状態に至った経緯も知る術がありません。申請地は集落内にあり、西側は水路、東側から南東側にかけて工場敷地に接しており南西側および北側は農地に面してお</p>

	<p>りますが周囲にはブロック土留・フェンスを設置するなどしており従来より被害の報告はありませんが今後も同様に適切な管理を努めてまいります。地区の鎮守たる土地が長年違法状態であったことをお詫び申し上げますと共に適切な裁可をお願い申し上げます。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2 番	<p>受付番号 2 6 4 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日に設立し、太陽光発電システム、及びその設備設計、施工、販売、管理及び保守とそれに関連する一切の事業を行っております。事業エリアは、北関東と長野県に展開し、前期売上は 7 0 億円を超え、これまでの好調の内に推移してまいりました。本計画においては、今後とも再生可能エネルギーの推進が一層図られるものと考え、特に平坦地の多い埼玉県東部に着目し、事業を推進し業績の発展を図るものであります。当該用地については周辺に日照を遮るような建物が存在しないことから、太陽光発電事業としては非常に優れた業績を期待できます。また、国の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では 2 0 3 0 年までに国の電源構成のうち 2 2 ～ 2 4 % を再生可能エネルギーで賄うことが目標とされております。本事業を推進していくことが、ひいては CO2 削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することとなります。弊社といたしましては別紙事業計画書の通りに本計画を進めていきたいと考えており、許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。何卒、よろしく願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2 番	<p>受付番号 2 6 5 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私、が、土地所有者から依頼されて、次の農地、の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、</p>

	<p>実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。</p> <p>なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。</p> <p>1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。</p> <p>2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。</p> <p>3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。</p> <p>4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。</p> <p>5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
6 番	<p>受付番号266号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は太陽光発電に適した土地であり、CO2削減という社会的な要請もあり、この土地を太陽光発電で有効活用していこうという意図である。なお、今回予定している発電量は49.5kwである。</p> <p>本案件にかかる土地については、立地面や周囲の環境面から太陽光発電事業を行うに適した環境であり、シミュレーションからも投資回収可能であることが推定されている。太陽光発電は売電価格が下がっており、農地以外の土地を活用した事業は、成立しなくなっている。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、受付番号260号以外について、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号農地法第5条の規定による許可申請については、受付番号260号以外について、許可相当の意</p>

	見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。続きまして、受付番号260号については、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限に該当するため、「委員」の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている受付番号260号については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、受付番号260号については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。それでは、委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
(議案第2号)	議案第2号 買受適格証明願について(農地法第3条)を議題いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第4号 競公買適格証明願について(農地法第3条)について、お手持ちの資料は、農家の方が、耕作目的で農地の競公買入札に参加するために必要な書類です。農地法で売買の許可を受ける事ができるものであるかを証明する書類であります。競公買適格証明願は、農地法第3条の許可が認められることについても事前に判断することとなっております。その証明の基準については、①権利を取得する者が、取得予定の農地及び既存の所有農地の全てについて自ら耕作すと認められること(耕作放棄地や違反転用等がないこと)。②権利を取得する者またはその世帯員が、必要な農作業に常時従事していること(原則年間150日間以上)。③権利を取得する者またはその世帯員が、農業経営の状況(機械の所有状態・経営作目等、通作距離や交通事情等から見て取得予定農地を効率的に利用して耕作を行うと認められるもの)。④取得後の経営(耕作面積が50a以上であること)。以上

	<p>が競公買適格証明願として必要な証明基準となっております。</p> <p>また、競公買適格証明後、競公買適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人となり、農地法第3条の許可を申請した場合、再度、農業委員会の議決が必要となります。しかしながら、事務処理の迅速化を図るため、国の通達（「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」平成13年1月5日構造改善局長通達）により、農業委員会は、買受適格を証明する場合には、農業委員会が適格であると証明した者が、その後、農地法第3条の許可の申請をした場合において、農業委員会で許可をする旨の議決をしておくものとする事、としており、実務上、速やかに許可がされることになっています。</p> <p>今回の申請は、これらの証明基準を満たしていることを申し添えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑　ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号　買受適格証明願については、適格であると証明すること、並びに、当該、証明を受けた申請人が、本議案と同一の内容をもって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合、許可をすることに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>「挙手」全員でありますので、議案第2号　買受適格証明願については、適格であることの証明、並びに、農地法第3条の許可申請書を提出した場合には、許可することを決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>続きまして、議案第3号農地利用集積計画（賃貸借権設定）及び議</p>
(議案第4号)	<p>案第4号農地利用集積計画（使用貸借権設定）については、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地利用集積計画（案）について（賃貸借権設定）及び議案第4号、農地利用集積計画（案）について（使用貸借権設定）については、一括で説明させていただきます。まず、農地利用集積計画についてご説明いたします。農地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りを安心して行う仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、農地の貸借などを安心して行えるようにするものです。有利な点として、農地を貸しても、借りても農地法の許可がいらず、手続きが容易となっていることです。また、農地を貸しても、契約期間が終了</p>

	<p>すれば自動的に解約となり、離作料を払うこともなく農地は貸主に確実に返還されます。農業経営基盤強化促進法では、農地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっており、今回の議案となっております。それでは、議案第3号及び4号につきましてご説明いたします。12ページをご覧いただきたいと思えます。議案第3号につきましては、賃貸借権の設定を行うものです。表の見方といたしまして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」「所有者住所」と続き、「対象農地」の詳細な情報となります。14ページをご覧にいただきたいと思えます。表の右下に合計がございます。新規設定の人数として 計27名、面積 田の計 31,147㎡ 畑の計 4,360㎡ 合計 35,507㎡となっております。つづきまして、議案第4号ですが、15ページをご覧にいただきたいと思えます。表の見方としては、議案第3号と同じとなり、議案第4号は、使用貸借権の設定を行うものとなっております。17ページをご覧にいただきたいと思えます。表の右下側に合計がございます。新規設定の人数として 計26名、面積 田の計 30,105㎡ 畑の計 6,266㎡ 合計 36,371㎡となっております。以上で、議案第3号及び議案第4号農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>議案第3号及び議案第4号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号及び議案第4号 農地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたいと存じます。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員さまの調査・審議もございませんので</p>

	報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として4件、工場・倉庫敷として1件、建売住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約によるもので、12件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧について（4月分）でございますが、これは県知事許可となりました案件の4月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が9件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理の程、宜しく、お願いします。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	続きまして、
	① 6月の定例農業委員会の日程について
	② 農地相談会について
	③ 利用権の設定について
	④ 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
	⑤ 緑の募金運動の協力について
	⑥ 社会福祉協議会への備蓄米の寄付について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和2年 5月 26日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	